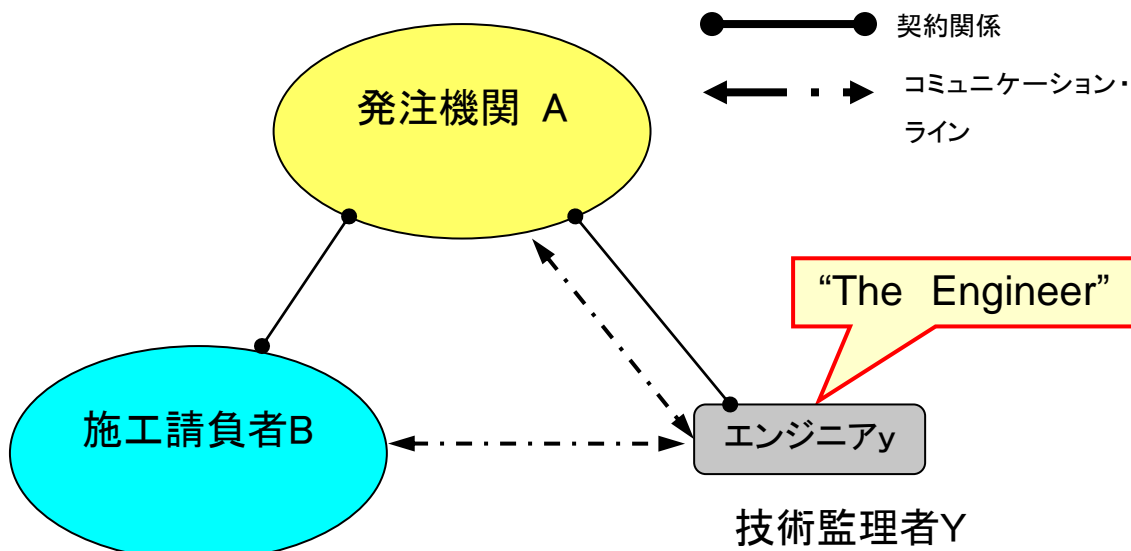


質問



上の図でエンジニア y が過剰な要求をしてきた場合、解説 図 3.2.10 のような三者関係は崩れる恐れがあるが、土木学会としてはどのように対応すべきと考えておられるのか？

回答

今回提案している三者関係、契約に含まれるべき内容及び責任技術者の定義しているものは、真にそのような無理な要求（技術的判断に基づかない要求や契約範囲外の要求）に対して発注者と請負者が対等に協議できるようにすることを目的としている。

そのため、エンジニア y は、責任技術者であり、純粹に技術的判断に基づいて施工者に対して要求する事項があれば要求するという立場にあることを前提としている。

また、質問にあるような無理な要求に対しては、今回提案しているような契約に基づいて、技術的に必要かどうか判断し、必要であればそれに対する対価がどのようなものとなるかというような協議を行えるようなシステムを構築することを想定している。

以上